

[事案 28-182] 手術給付金支払請求

・平成 29 年 3 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める手術に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 7 月に契約した終身保険について、平成 28 年 4 月に脂漏性角化症に対する局所麻酔下皮膚腫瘍切除術を受けたことから、手術給付金付疾病入院特約にもとづき手術給付金を請求したが、約款に定める支払事由に該当しないとして支払われなかった。

しかし、手術給付金の支払対象となる手術の種類に制限があることについて説明を受けておらず、また約款も受領していないことから、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

必要な説明を行ったうえで約款を交付していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時において募集人の説明等に不適切な点があったかどうかなど、募集時の状況や治療内容等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。